医療法人昭泉会　馬場病院

次世代法・女性活躍推進法に基づく　一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間

令和８年３月１日 ～ 令和１３年２月２８日までの ５年間

２．内容

【目標１：育児休業の取得状況について】

職員の仕事と育児の両立を支援するため、計画期間内に育児休業の取得率を維持する。

- 男性職員・・・取得率 30%以上
- 女性職員・・・取得率 90%以上

＜対策＞

- 令和８年３月～
  - 男性職員の育児休業取得が当たり前となる職場風土を維持するため、管理職や全職員への周知を継続的に行う。
- 令和８年９月～
  - 対象となる男性職員に対し、個別の制度説明と意向確認を実施し、取得への不安を解消する。
- 令和９年４月～
  - 育児休業からの円滑な職場復帰を支援するため、復帰直後の業務量調整や面談を実施する。

【目標２：労働時間の状況について】

所定外労働時間を低水準で維持し、特定の職員への業務集中を防ぐため、全職員の平均残業時間を月 10 時間未満とする。

＜対策＞

- 令和８年３月～
  - 毎月の勤怠集計において、平均を大きく上回る長時間残業が発生している職員がいないか、人事部にて個別にモニタリングを行う。
- 令和８年９月～
  - 長時間残業が見られる職員に対しては、人事部によるヒアリング（リスニング）を実施し、業務過多や手順の課題等の原因を特定する。
- 令和９年４月～
  - ヒアリング結果に基づき、部署内での業務分担の見直しや、他スタッフへの仕事の分散（タスクシェアリング）を実施し、業務負荷の平準化を図る。